

山梨県公報

第百九十三号

令和三年

五月二十七日

木曜日

目次

告示

- 貸付金の元利償還金の徴収事務の委託……………二五九
○土地改良区の定款の一部変更の認可……………二五九
○道路の区域変更……………二五九
○道路の供用開始(五件)……………二五九
○落札者の決定について……………二六一
○土地改良区役員の退任及び就任(三件)……………二六一
○随意契約の相手方の決定について……………二六五
選挙管理委員会
○政治団体の名称等の届出……………二六五
公安委員会
○一般競争入札について……………二六六

告示

山梨県告示第百六十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付事業に係る貸付金の元利償還金の徴収に関する事務を令和三年四月一日に次の者に委託した。

令和三年五月二十七日

- 一 受託者 甲府市北新一丁目二番十二号 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
山梨県知事 長 崎 幸太郎
二 委託の期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

山梨県告示第百六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和三年

年五月十二日甲府市帯那土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和三年五月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和三年六月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 富士河口湖富士線
三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南都留郡鳴沢村字富士山八五四番一地从先から	旧	八・一	一一〇・八
南都留郡鳴沢村字富士山八五四番一地从先まで	新	八・二	一一〇・八

山梨県告示第百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和三年六月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の路線名	区間	延長	供用開始の日
--------	----	----	--------

種類	県道	路線名	富士河口湖 富士線	区間	南都留郡鳴沢村字富士山八五四 五番一地从先から 南都留郡鳴沢村字富士山八五四 五番一地从先まで	延長 (メートル)	一二〇・八	供用開始の 期日	令和三年五月 二十七日
----	----	-----	--------------	----	--	--------------	-------	-------------	----------------

山梨県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和三年六月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

種類	県道	路線名	高瀬富士線	区間	南巨摩郡南部町富士町屋官有 無番地先から 南巨摩郡南部町富士字町屋四三 四八番四九地先まで	延長 (メートル)	一八九・八	供用開始の 期日	令和三年五月 二十七日
----	----	-----	-------	----	--	--------------	-------	-------------	----------------

山梨県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和三年六月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
-------	----	-----	----	--------------	-------------

県道	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
	内船停車場 線	南巨摩郡南部町塩沢字浚田四八 九番一地从先から 南巨摩郡南部町塩沢字東田二七 〇八番五地先まで	五四二・〇	令和三年五月 二十七日

山梨県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和三年六月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

県道	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
	南アルプス 公園線	南巨摩郡早川町湯島字沼早川右 岸河川敷地先から 南巨摩郡早川町湯島字沼早川右 岸河川敷地先まで	一二九・〇	令和三年五月 二十七日

山梨県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和三年六月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
-------	----	-----	----	--------------	-------------

県道	野田尻四方 津停車場線	上野原市大野字田わき原二〇〇 六番一地从先から 上野原市大野字うしろ山三三〇 七番一地从先まで	三五・五 令和三年五 月二十七日
----	----------------	--	------------------------

公 告

● 落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年五月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る役務
- (一) 名称 行政手続電子化業務委託
数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和三年三月三十日
- 四 落札者
- (一) 名称 富士通株式会社
(二) 住所 東京都港区東新橋一丁目五番二号 汐留シティセンター
- 五 落札金額 五千七百九十七万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和三年二月十八日

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、上野原土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和三年五月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	奈良明彦	上野原市上野原三千二百十一番地	令和二年八月二十五日
理事	波多野森雄	上野原市上野原二百三十九番地	同
同	鷹取偉一	上野原市上野原五千二百二十三番地	同
同	白倉孝造	上野原市上野原二千八百八十四番地	同
同	小澤正市	上野原市上野原三千四十五番地	同
同	水越辰巳	上野原市上野原二千六十番地一	同
同	臼井保法	上野原市上野原三千七百三十一番地	同
同	石井瑛干	上野原市上野原五千七百十三番地	同
総括監事	奈良覚	上野原市上野原二千三百九十番地	同
監事	東山晴男	上野原市上野原三千三百七十四番地	同

二 就任

同	同	同	同	同	同	同	理事	理事長	役職名	同	同
奈良文明	水越辰巳	白倉孝造	小澤正市	清水範男	石井義定	波多野森雄	鷹取偉一	奈良明彦	氏名	山崎範夫	山崎範夫
上野原市上野原四千六百三番地	上野原市上野原二千六十番地	上野原市上野原二千八百八十四番地	上野原市上野原三千四十五番地	上野原市上野原千四百五十番地	上野原市上野原五百六十番地	上野原市上野原二百三十九番地	上野原市上野原五千二百二十三番地	上野原市上野原三千二百十一番地	住所	上野原市上野原六千二百九十番地	番地
同	同	同	同	同	同	同	同	令和二年八月二十六日	就任年月日	同	同

同	同	同	同
石井瑛千	山崎範夫	山口正文	奈良覚
上野原市上野原五千七百十三番地	上野原市上野原四千八十四番地	上野原市上野原二千三百九十番地	上野原市上野原四百六十番地
同	同	同	同

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、二ヶ堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和三年五月二十七日

一 退任

山梨県知事 長 崎 幸太郎

同	同	理事	副理事長	理事長	役職名
山本浩二	平井輝男	島崎透	小俣光秀	堀内伸浩	氏名
都留市小形山千八百四十一番地	都留市川茂八百八十六番地一	都留市小形山五百八十三番地	都留市古川渡五百八番地	都留市小形山六百三十二番地	住所
同	同	同	同	令和二年三月三十一日	退任年月日

同	同	同	同	同	同	同	同
山本克己	城之内貞夫	鈴木英一	楢本哲哉	志村弘一	平井厚二	佐藤美佐恵	監事
都留市小形山五百十三番地	都留市小形山六百九十九番地	都留市小形山千六百九十九番地	都留市小形山二千三百十四番地	都留市川茂百二十七番地二	都留市川茂九十二番地	都留市小形山五百十七番地	同
同	同	同	同	同	同	同	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	佐藤安市	都留市大原二百二番地二	令和二年四月一日
副理事長	板倉佳人	都留市川茂三十六番地	同
理事	山本文男	都留市小形山千八百十七番地	同
同	大場正敏	都留市小形山五百八十五番地	同
同	平井一郎	都留市小形山六百三十番地	同
同	天野裕経	都留市小形山八百八十五番地	同
同	小俣明	都留市小形山二千二百七十番地	同

同	同	同	同	同
天野正義	吉村千秋	梅原武	佐藤正則	井上健治
都留市川茂三十五番地	都留市川茂八十七番地	都留市小形山六百九十四番地	都留市小形山千六百四十九番地一	都留市大原百七十四番地一
同	同	同	同	同

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、賑岡土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和三年五月二十七日

一 退任

山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	米山義一	大月市賑岡町畑倉九百九十一番地	令和三年三月三十一日
副理事長	矢頭泰夫	大月市賑岡町畑倉千二百六十一番地四	同
同	横瀬文雄	大月市賑岡町畑倉千八百八十一番地	同
会計	鈴木守	大月市賑岡町畑倉千四百四十九番地	同

同	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	理事
細川清正	米山大	鈴木守	小俣英雄	小俣喜弘	知見茂	鈴木章雄	矢頭進	横瀬光宏	小俣美明	横瀬広正	松永剛	
大月市賑岡町奥山千八百二十番地	大月市賑岡町畑倉九百四十四番地	大月市賑岡町畑倉千三百三十九番地	大月市賑岡町畑倉九百五番地二	大月市賑岡町畑倉千三十二番地	大月市賑岡町畑倉七百三十三番地	大月市賑岡町畑倉千六百一十一番地	大月市賑岡町畑倉千二百二十六番地	大月市賑岡町畑倉千二百十三番地	大月市賑岡町畑倉二千九百十九番地	大月市賑岡町畑倉千三百三十三番地	大月市賑岡町畑倉千八百九番地	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 就任											八番地		
同	同	同	同	同	理事	会計	同	副理事長	理事長	役職名		氏名	住所
知見茂	鈴木章雄	矢頭進	横瀬光宏	小俣英二	松永剛	鈴木守	米山大	横瀬文雄	矢頭泰夫			大月市賑岡町畑倉千二百六十一番地四	令和三年四月一日
大月市賑岡町畑倉七百三十三番地	大月市賑岡町畑倉千六百一十一番地	大月市賑岡町畑倉千二百二十六番地	大月市賑岡町畑倉千二百十三番地	大月市賑岡町畑倉七百七十一番地	大月市賑岡町畑倉千八百九番地	大月市賑岡町畑倉千四百四十九番地	大月市賑岡町畑倉九百四十四番地	大月市賑岡町畑倉千八百一十一番地	大月市賑岡町畑倉千二百六十一番地四				
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同				

同	同	同	監事	同	同	
細川清正	横瀬広正	鈴木守	小俣英雄	米山幸男	小俣喜弘	
大月市賑岡町奥山千八百二十八番地	大月市賑岡町畑倉千百三十三番地	大月市賑岡町畑倉千百三十九番地	大月市賑岡町畑倉九百五番地 二	大月市賑岡町畑倉九百六十四番地	大月市賑岡町畑倉千三十二番地	番地
同	同	同	同	同	同	

● 随意契約の相手方の決定について
 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年五月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

(一) 名称 山梨県総合河川情報システム保守点検業務委託

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県県土整備部治水課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
 三 随意契約の相手方を決定した日 令和三年四月一日
 四 随意契約の相手方
 (一) 名称 日本電気株式会社
 (二) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号
 五 契約金額 三千四十七万円
 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
 七 随意契約によることとした理由 山梨県総合河川情報システム開発業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりあった。

令和三年五月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
政党の支部

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
自由民主党山梨県笛吹市第三支部	杉原清仁	田口康一	笛吹市石和町山崎一三二一五八	令和三年四月二十六日	令和三年五月六日

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
さかえを支援する会	北浦 晋	佐藤 光荣	南都留郡道志村六二二七	令和三年五月八日	令和三年五月十三日
奥脇たかお後援会	奥脇 隆夫	岩崎 公夫	都留市桂町八九六	令和三年五月十四日	令和三年五月十四日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	日本薬業政治連盟山梨支部	横塚 隆志	仁科 馨	甲府市德行四一三三三〇	令和三年四月一日	令和三年四月二十八日
旧		松本 崇	小澤 貴宏	中央市流通団地三二七三		

政治資金規正法第十九条第二項による届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
若尾 彰子	市議会議員	若葉会 若尾しよう子と山梨の子どもの未来を考える会	甲斐市竜王五六〇一	若尾 彰子	令和三年四月二十三日	令和三年四月二十三日

公安委員会

令和三年五月二十七日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

- 一 一般競争入札に付する事項
- 借入物品等の名称及び数量 放置駐車違反管理システム 一式
 - 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 借入期間 令和四年三月一日から令和九年二月二十八日まで
 - 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県警察本部交通部交通指導課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二條第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員である者(地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 令和三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等(令和三年山梨県告示第百十一号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策担当 電話〇五五二二二一〇一一〇

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和三年六月七日(月)までの山梨県の休日(これを除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の交付場所において交付する。ただし、最終日(六月七日)の交付時間は午前八時三十分から正午までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所 令和三年七月九日(金)午前十一時 山梨県警察本部(防災新館)二階聴聞室

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 令和三年七月八日(木)午後四時までに山梨県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策担当(郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七條第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八條の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九條の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から令和三年六月二十四日(木)までの間(県の休日を除く。)の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、最終日(六月二十四日)に持参する場合は午前八時三十分から正午までとする。

5 契約書作成の要否 要

6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七

年山梨県条例第九十号)に基づき長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することがある。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部交通部交通指導課 電話〇五五―二二二―〇一一〇

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Development of a parking violation management system. 1 Set

2 Date and time for tender: 11:00AM July 9, 2021

3 Bureau in charge: Illegal Parking Control Section, Traffic Enforcement Division, Traffic Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters
1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8586 Japan TEL 055-221-0110